

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要になった学生・保証人の方へ(5/26 更新)

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要になった学生・保証人の皆さんには、各種支援制度がございます。申込内容の詳細は各項目をご確認ください。

1. 学納金の延納申請制度

◎学納金延納申請

「延納願」「誓約書」を提出し、許可を受けることで納入期日を猶予することができます。申請を希望する場合は、経理部経理課（TEL0467-44-2111）にお申し出ください。

2. 本学独自の修学の実現支援制度

◎経済的に困難な学生を対象とする遠隔授業受講環境整備支援制度 申請受付 5/1～5/15 終了

経済的理由により遠隔授業の受講に適したインターネットの接続環境を準備することが困難な学生が修学の機会を逸することのないよう、通信環境を整備する費用の一部を補助する制度です。本制度の趣旨に適合する学生を採択し、採択者に一人当たり 20,000 円を支給いたします。

◎鎌倉女子大学奨学金（緊急支援） 申請受付 6/1～6/12 new

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計急変による収入減から経済的困窮に直面し、修学継続が困難である学生に対する緊急的な経済的支援策として、給付奨学金制度を新設しました。甲種 100,000 円・乙種 50,000 円を給付いたします。募集要項をポータルサイトのキャビネット（学生センター）内に掲載しています。

◎鎌倉女子大学奨学金（フリージア奨学金） 申請受付 6/24～6/26

経済的理由により修学が困難であると認められ、且つ建学の精神に則り、他の学生の模範となる学生に対し、秋学期学納金納入後に給費（240,000 円）を行います。学力・家計について選考を行います。募集要項をポータルサイトのキャビネット（学生センター）内に掲載しています。

3. 国・各自治体の公的支援制度や民間育英団体の支援制度

◎「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（国の学生支援緊急給付金給付事業） 申請受付 6/1～6/12 new

感染症拡大の影響による世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に、給付金（住民税非課税世帯 200,000 円、それ以外の世帯 100,000 円）が支給される国の支援制度です。募集要項をポータルサイトのキャビネット（学生センター）内に掲載しています。

◎高等教育の修学支援新制度（家計急変）

住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として、授業料等減免と給付型奨学金をセットにして支援を行う国の新制度です。予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、支援対象となります。資料請求は学生センター奨学金担当までご連絡ください（shogakukin@kamakura-u.ac.jp）。

◎日本学生支援機構 貸与奨学金（緊急採用／応急採用）

無利子（緊急採用）または有利子（応急採用）による貸与型奨学金制度です。返還義務があります。資料請求は学生センター奨学金担当までご連絡ください（shogakukin@kamakura-u.ac.jp）。

◎各種学外奨学金（民間育英団体・各自治体等）

各種学外奨学金（民間育英団体・各自治体等）や保育士修学資金貸付制度の募集要項をポータルサイトのキャビネット（学生センター）内に掲載しています。



鎌倉女子大学

鎌倉女子大学短期大学部